

九州学生テニス連盟規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条

本連盟は九州学生テニス連盟と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条

本連盟は事務所を福岡県に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条

本連盟は学生の自治のもとに、学生テニスの発展ならびに加盟校相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条

本連盟は前条の目的を達成するため、一般社団法人 全日本学生テニス連盟に属し、次の事業をおこなう。

- (1) 九州学生春季テニス選手権大会ならびにその予選大会
- (2) 九州学生夏季テニス選手権大会ならびにその予選大会
- (3) 全日本大学対抗テニス王座決定事項九州地区予選

- (4) 九州学生室内テニス選手権大会ならびにその予選大会
- (5) 九州学生新進テニストーナメント大会ならびにその予選大会
- (6) 前項のほか前条に定める目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

(構成)

第5条

本連盟は九州地方ならびに沖縄県に所在地を有する学校教育法による大学および短期大学の加盟を以って構成される。

(加盟)

第6条

本連盟への加盟を希望する大学は、幹事会の定める手続により加盟を申請するものとし幹事長の承認を受け本連盟に入会することができるものとする。

(規約の遵守)

第7条

加盟校は本連盟規約を厳守しなければならない。

(登録費)

第8条

加盟校および加盟選手は第16章細則に定める登録費を負担する義務を負う。

(資格喪失)

第9条

1. 加盟校が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 脱退したとき

(2) 加盟校である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく登録費を2年以上滞納したとき

(4) 除名されたとき

2. 前条または前項の規定により加盟校が加盟資格を喪失した場合、既納の登録費は返還されないものとする。

(除名)

第10条

加盟校が、次のいずれかに該当するに至った場合は、幹事会で審査のうえ主将主務会議における決議により本連盟から除名することができる。

(1) 規約その他の規則に違反したとき

(2) 本連盟の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき

(3) 本連盟加盟校としての義務を怠ったとき

(4) その他の正当な事由があるとき

(届出)

第11条

加盟校は毎年本連盟の定める期間に登録費を支払い、名称、主たる所在地、部長監督および主将主務の名簿の提出を以って登録を更新するものとする。主将および主務の在籍は不可

欠なものとする。尚、名称、主たる所在地、部長監督および主将主務の名簿に変更があったときは、直ちに幹事長に届け出なければならない。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 12 条

本連盟に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1 名
- (2) 副幹事長 2 名以内
- (3) 会計統括 2 名以内
- (4) IT統括 3 名以内
- (5) 常任幹事 15 名以内

(幹事長および副幹事長の選任、職務および権限)

第 13 条

幹事長および副幹事長は幹事会において選任される。

幹事長は本連盟の事業責任者として、主将主務会議で決議された会務および重要事項を執行する。副幹事長は幹事長を補佐する。

(役員任期)

第 14 条

1. 幹事の任期は通常主将主務会議より翌年の通常主将主務会議までの 1 年間とする。
2. 幹事長および副幹事長は原則として新 4 年生とする。

3. 幹事は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお幹事としての権利義務を有する。

第 5 章 会議

(種別)

第 15 条

本連盟に次の会議を設ける。

(1) 主将主務会議

(2) 幹事会

第 6 章 主将主務会議

(構成)

第 16 条

主将主務会議は、本連盟の各加盟校の代表および本連盟幹事をもって構成する。

(権能)

第 17 条

主将主務会議は、本連盟の最高議決機関であって、次の事項について決議する。

(1) 第 4 条の事業執行

(2) 前年度事業報告ならびに決算

(3) 翌年度事業計画ならびに予算

(4) 加盟校の除名

(5) 解散

(開催)

第 18 条

1. 主将主務会議は、通常主将主務会議および臨時主将主務会議とし、通常会議は毎事業度経過後 3 箇月以内に開催する。

2. 臨時主将主務会議は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 幹事会が必要と認めたとき

(2) 加盟校の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第 19 条

1. 主将主務会議は幹事長が招集する。

2. 主将主務会議を招集する場合には、主将主務会議の目的たる事項、内容、日時および場所を記載し、開催日の 10 日前までに発表しなければならない。

3. 幹事長は、前条第 2 項第 2 号による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を主将主務会議の日とする臨時主将主務会議の招集を発表しなければならない。

(議長)

第 20 条

主将主務会議の議長は、幹事長が務める。もしくは出席幹事のなかから選出する。

(議権)

第 21 条

主将主務会議における議決権は、加盟校男子部、女子部各 1 個とする。幹事の議決権は幹事長，副幹事長、会計統括およびIT統括の 4 幹事に各 1 個を認めることとする。

(定足数)

第 22 条

主将主務会議は、委任状を含め、加盟校の現在員数および連盟 4 幹事の合計数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(書面による議決権の行使および議決権の代理行使)

第 23 条

1. 主将主務会議に出席できない加盟校は、予め通知された事項について、書面もしくは、電磁的方法により議決し、または、議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の規定により議決権を行使した加盟校は、総会に出席したものとみなす。

(議決)

第 24 条

1. 主将主務会議の議決は、出席した加盟校および連盟 4 幹事の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 可否同数の場合は議長がこれを決する。

3. 主将主務会議に欠席した加盟校は、議決権を委任しない場合、その会議に関するすべての権利を放棄したものとす。ただし、会議の議決により発生した義務は負わなければならない。

第 7 章 常任幹事会

(構成)

第 25 条

1. 本連盟に常任幹事会を置く。
2. 常任幹事会は幹事長、副幹事長、会計統括、IT統括およびすべての常任幹事をもって構成する。

(権能)

第 26 条

常任幹事会は次の事項を議決もしくは職務をおこなう。

- (1) 主将主務会議に付議すべき事項
- (2) 主将主務会議の議決した事項の業務執行
- (3) そのほか主将主務会議の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 大会の運営方針、実施要領、九州学生テニスランキングを決定する
- (5) 登録者につき選手資格を審査する。選手資格は本連盟登録規約による。
- (6) 重要な財産の処分および譲受けの決定
- (7) そのほか常任幹事会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

第 7 章 幹事会

(構成)

第 27 条

1. 本連盟に幹事会を置く。
2. 幹事会はすべての幹事をもって構成する。

(権能)

第 28 条

幹事会は、次の事項を議決もしくは職務をおこなう。

- (1) 幹事長、副幹事長および常任幹事の選任
- (2) 主将主務会議の議決した事項について常任幹事会の定めるところにしたがって業務を執行する。
- (3) そのほか主将主務会議および常任幹事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) そのほか幹事会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(招集)

第 29 条

1. 幹事会は、幹事長が招集する。
2. 幹事長が欠けたとき、または幹事長に事故があるときは、各常任幹事が幹事会を招集する。

(議長)

第 30 条

1. 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。
2. 幹事長が欠けたとき、または幹事長に事故があるときは、出席した常任幹事の互選により議長を選任する。

(議決)

第 31 条

幹事会の議決は、幹事の過半数が出席し。議決について特別の利害関係を有する幹事を除く、その過半数をもって行う。

第 8 章 大会運営

(全日本大学対抗テニス王座決定試合九州地区予選)

第 32 条

九州王座は全日本大学対抗テニス王座決定試合九州地区予選と称する

第 33 条

1. 本連盟は全日本大学対抗テニス王座決定試合九州地区予選において加盟校を男子 1 部から 3 部、および女子 1 部から 3 部に分かつ。

2. 男子においては 1 部から 2 部までの加盟校を各 6 校、3部はそれ以外の大学とし、女子においては 1部から 2部までの加盟校を各 6 校、3部はそれ以外の大学とする。

(大会要項およびドロ―編成)

第 34 条

1. 本連盟主催の大会要項は常任幹事会において決定し、大会初日の 10 日以前に発表しなければならない。

2. 大会のドロ―は常任幹事会の定めにしたがってこれを編成するものとする。

(ランキング作成)

第 35 条

全日本学生テニス選手権大会出場資格順位および九州学生テニスランキングは常任幹事会

にて決定するものとする。

第9章 資産および会計

(事業年度)

第36条

本連盟の事業年度は1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

(事業計画および収支予算)

第37条

1. 本連盟の事業計画書およびこれに伴う収支予算書は、幹事長が作成し、常任幹事会の承認を受け通常主将主務会議に諮らなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から通常主将主務会議開催日までの予算は、常任幹事会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含める。

(事業報告および決算)

第38条

本連盟の事業報告および決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、幹事長が次の書類を作成し、常任幹事会に提出し承認を受けた後に、通常主将主務会議にて承認されなければならない。

(1) 事業報告および附属書類

(2) 決算書

(収入)

第 38 条

本連盟の収入は次の項目からなる。

(1) 学校登録費

(2) 選手登録費

(3) 大会エントリー費

(4) 協賛金

(5) そのほかの収入

(大会会計報告)

第 39 条

会計は各大会終了後に常任幹事会において会計報告をおこなうものとする。

第 10 章 選手登録抹消

(選手登録抹消)

第 40 条

本連盟は、登録者が次のいずれかに該当するに至った場合、常任幹事会の決議により登録抹消を含む処分を附することがある。

(1) 学生スポーツ精神に反する行為をしたとき

(2) 本連盟の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき

(3) 公序良俗に反する行為をしたなどの理由により加盟校内において懲戒以上の処分を受けたとき

(3) 本連盟登録者としての義務を怠り、もしくはその義務を棄損したとき

(4) その他の正当な事由があるとき

第 11 章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 41 条

この規約は、常任幹事会において常任幹事総数の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決議し、主将主務会議においてこれを変更することができる。

(解散)

第 42 条

本連盟は、主将主務会議において 3 分の 2 以上にあたる多数による議決を得た場合、もしくはそのほかの法令で定められた事由により解散する。

第 12 章 附則

(アンチ・ドーピング)

第 43 条

本連盟は世界アンチ・ドーピング規定(WADA Code)に準拠した公益財団法人日本テニス協会アンチ・ドーピング規定を遵守する。

(個人情報の保護)

第 44 条

本連盟は、高度情報通信社会における情報セキュリティと個人情報保護の重要性に鑑み、次の事項について当連盟が保有する情報の適正な管理と保護に努めることとする。

- (1) 法令等の遵守
- (2) 安全対策の実施
- (3) 業務委託先との連携
- (4) 事故発生時の対策

第 13 章 細則

(学校登録費および選手登録費)

第 45 条

各年度の学校登録費および選手登録費の金額は次のとおりとする。

- (1) 学校登録費 11,000 円 (男女別々の登録を必要とする)
- (2) 公益財団法人 日本テニス協会(JTA) テニスルールブック代 1,500 円
- (3) 加盟選手 1 名につき新規選手登録費または選手登録更新費 3,200 円

なお、上記の (1) および (3) は、一般社団法人 全日本学生テニス連盟の登録費を含む。

また、一旦納入したあらゆる費用は理由の如何を問わず返還しないものとする。

第 14 章 雑則

この規約の施行について必要な事項は、この規約で定めるものを除き常任幹事会の議決を経て別に定める。

2024 年 7 月 27 日制定